

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1 (第2次提案に基づく追加部分) の原案に関する一般からの意見に対する回答

| | |
|---------------------|---|
| 対応方針 別表1の番号 | 1103(1122) |
| 構造改革特区において実施可能な特例措置 | 供給者と需要家との間において資本関係等によらない電力の特定供給及び当該手続きの迅速化 |
| 意見提出者名 | 山口県 |
| 意見の要点 | 既に1103の特例措置を認定されている特区計画において、今回第2次提案で追加される1122の特例措置を受ける場合には、追加で特区認定申請をせずとも、1122の特例措置を受けることができると考えられるが、見解を伺いたい。 |
| 意見に対する回答 | 貴見のとおりである。 |
| 担当省庁名 | 経済産業省 |

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1 (第2次提案に基づく追加部分) の原案に関する一般からの意見に対する回答

| | |
|-----------------------|--|
| 対応方針 別表1の番号 | 1 1 2 3 |
| 構造改革特別区域において実施可能な特例措置 | 研究開発の実施期間における海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化 |
| 意見提出者名 | 伊万里市 |
| 意見の要点 | <p>「実験施設外の電気設備と電氣的に接続されておらず」とあるが、実験施設内であれば、系統連係が可能と解してよいか。</p> <p>「以下の分野に係る専門家により構成される委員会」とあるが、自主保安という観点から研究機関内部職員で組織する委員会と解してよいか。</p> <p>「研究開発の実施主体が保安規程に定めるべき事項」とは、具体的にどのような内容を明記すればよいか。</p> |
| 意見に対する回答 | <p>本特例では、当該実験設備が実験以外にも使用する電気設備等と電氣的・技術的に接続しない状態を想定しております。したがって、実験設備の故障又は不良時の際の電氣的影響範囲が実験設備内に限られる場合などは本特例措置の対象に含まれると考えています。</p> <p>設置される専門家委員会は、第三者委員会とするのがより望ましいと考えていますが、設備保安について、同等の客観性・合理性を確保できると考えられる場合には、大学内部職員など実験に参画している専門家により構成される委員会も要件を満たすものと考えています。</p> <p>保安規程に定めるべき事項としては、電気事業法施行規則第50条各号に加え、法定自主検査の代替として実施される自主保安の取組み・方法(例えば、点検頻度、巡視頻度及び補修・改造・修理の工事管理など)や専門家委員会の要件またはその委員などが考えられます。</p> |
| 担当省庁名 | 経済産業省 |

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1 (第2次提案に基づく追加部分) の原案に関する一般からの意見に対する回答

| | |
|-----------------------|---|
| 対応方針 別表1の番号 | 1129-2 |
| 構造改革特別区域において実施可能な特例措置 | 高圧ガス設備の技術上の基準の変更事業 |
| 意見提出者名 | 宇宙開発事業団 |
| 意見の要点 | 特例措置を講ずる法令(一般高圧ガス保安規則第6条、第8条)は地上の高圧ガス製造設備の特別認定にかかる事業を対象としており、宇宙用物品への特別充てん許可にかかる事業についても同様に事業を遂行できるようお願いしたい。 |
| 意見に対する回答 | 今回、宇宙開発事業団から提出された意見への対応については、宇宙開発事業団から事情を聞いた結果、当該基本方針を変更しなくても宇宙開発事業団が行おうとする事業に対応できることから、本特定事業に係る基本方針案の内容の変更は必要ないという結論を得た。 |
| 担当省庁名 | 経済産業省 |